

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	細江 美則
【住所又は本店所在地】	和歌山県和歌山市
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年9月11日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	太洋工業株式会社
証券コード	6663
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	細江 美則
住所又は本店所在地	和歌山県和歌山市
事務上の連絡先及び担当者名	太洋工業株式会社 経理部 水谷 浩
電話番号	073-431-6311

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	細江 正大
住所又は本店所在地	和歌山県和歌山市
事務上の連絡先及び担当者名	太洋工業株式会社 経理部 水谷 浩
電話番号	073-431-6311

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	七座 恵津子
住所又は本店所在地	広島県広島市中区
事務上の連絡先及び担当者名	太洋工業株式会社 経理部 水谷 浩
電話番号	073-431-6311

4【提出者（大量保有者） / 4】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社細江ホールディングス
住所又は本店所在地	和歌山県和歌山市有本661番地
事務上の連絡先及び担当者名	太洋工業株式会社 経理部 水谷 浩
電話番号	073-431-6311

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 NO. 1 2
-----------	---------------

訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年8月29日
訂正箇所	当該株券等に関する担保契約等重要な契約

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有株式のうち平成30年4月2日に取得した14,700株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結している。本契約により、その割当から30年間、または発行会社取締役会が正当と認める事由により退任するまで、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。